

宮崎県県産材利用推進委員会設置要領

平成 9 年 6 月 3 日 制定
環境森林部山村・木材振興課

（目的）

第 1 条 県が実施する事業等において、県産材の円滑な利用を推進し、県産材の需要拡大を図るため、県産材利用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 委員会の協議事項は、宮崎県木材利用促進条例（令和 3 年 3 月 2 4 日制定）及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和 3 年法律第 7 7 号）に基づく建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を踏まえて、次のとおりとする。

- （1） 県が実施する事業、調達する備品、その他補助事業等における県産材利用推進に関すること。
- （2） 公共建築物の木造化及び木質化の推進に関すること。
- （3） 公共土木事業等における県産材利用の推進に関すること。
- （4） 県産材利用についての普及啓発に関すること。
- （5） その他目的の達成に必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

（職務）

第 4 条 会長は、委員会の事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、会長が決定する。

3 委員会は次の事項を決定する。

- （1） 木造化検討審査会の審査承認事項
- （2） その他委員会の運営に関する重要事項

（木造化検討審査会）

第 6 条 公共建築物の木造化を推進するため、木造化検討審査会を置く。

2 木造化検討審査会は、別表 2 に掲げる職にある者をもって構成する。

3 木造化検討審査会は副知事が主宰し、必要の都度これを招集する。なお必要に応じて構成員以外の者を木造化検討審査会に出席させることができる。

4 公共建築物の建設計画の説明者は、担当する事業課の課長以下の職とし、必要に応じてそれ以外の者から説明することができる。

(庶務)

第7条 委員会及び木造化検討審査会の庶務は、環境森林部山村・木材振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 2 5 日から施行する。

別表 1

役員名	職 名
会 長	副 知 事
副会長	環 境 森 林 部 長
委 員	総 合 政 策 部 長
〃	総 務 部 長
〃	危 機 管 理 統 括 監
〃	福 祉 保 健 部 長
〃	商 工 観 光 労 働 部 長
〃	農 政 水 産 部 長
〃	県 土 整 備 部 長
〃	宮崎国スポ・障スポ局長
〃	企 業 局 長
〃	病 院 局 長
〃	教 育 長
〃	警 察 本 部 長

別表 2

会 長	副知事
副会長	環境森林部次長（技術担当） 県土整備部次長（都市計画・建築担当）
委 員	有識者（大学教授等） 木材利用技術センター所長 山村・木材振興課長 建築住宅課長 営繕課長